



◎通院は中学3年生まで、入院は高校3年生まで助成
**乳幼児等医療費助成制度の
「対象年齢を拡大」**します

せたな町乳幼児等医療費助成事業については現在、「通院は小学6年生まで」「入院は中学3年生まで」を対象として、医療費の一部負担金に対する助成を実施しています。

近年は、少子化が急速に進展するなかで、子どもたちを安心して生み、健やかに育てることのできる環境づくりが大きな課題となっています。

そのため、せたな町では平成26年1月1日から「乳幼児等医療費助成事業」の対象年齢を「通院は中学3年生まで」「入院は高校3年生まで」に拡大し、子育て支援の更なる充実を図ることとしましたのでお知らせします。

平成26年1月1日から
次のとおり乳幼児等医療費助成制度の対象年齢が拡大されます

区分	内容		
対象者	高校卒業までの乳幼児等 ※満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの乳幼児等		
自己負担	保険診療にかかる医療費の自己負担はありません		
助成対象	年齢	助成対象の診療	所得制限
	0歳（出生日）～中学3年生 満15歳に達する日以降の 最初の3月31日まで	入院、通院、調剤、 補装具等の費用 ※入院時の食事代は除く。	有り
高校1年生～高校3年生 満18歳に達する日以降の 最初の3月31日まで	入院、指定訪問看護の 費用のみ ※入院時の食事代は除く。		

◎所得制限について

保護者（乳幼児等の主たる生計維持者に限る）の所得額により助成を受けられない場合があります。

【その他の要件】

- 町内に住所を有すること。
 - 国民健康保険または各種社会保険に加入していること。
- ※生活保護法による保護を受けている方は対象となりません。



◎乳幼児等医療費受給者証の申請手続きについて

- 高校1年生から3年生の方は申請手続きが必要です。12月初めに保護者宛にご案内します。受付期間中に必ず手続きしてください。
- 中学1年生から3年生の方は、12月末に新しい受給者証を郵送いたします。
- 0歳から小学6年生までの方は、受給者証の変更はありません。

※重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受けている方は、申請手続き及び受給者証の交付はありません。



問い合わせ先

本 庁／町民児童課 国保医療係 ☎0137-84-5111
 瀬棚総合支所／地域町民課 住 民 係 ☎0137-87-3311
 大成総合支所／地域町民課 住 民 係 ☎01398-4-5511